

# 平成31年2月21日に発生した胆振地方中東部の地震により被災された実習実施者及び監理団体の皆様へ

## 1 各種の届出について

技能実習の継続が困難又は変更が必要となった場合には、実習実施困難時届出及び技能実習計画の変更が必要となりますが、そのような状況が見込まれる場合は、具体的な手続きについてご相談をお受けしていますので、なるべく早めに地方事務所・支所にご一報ください。

また、在留期限が到来する技能実習生につきましては、最寄りの地方入国管理局にお問い合わせください。

## 2 実習先の変更について

事業の継続が困難となったものの技能実習生が実習の継続を希望する場合は、監理団体（企業単独型技能実習については企業単独型実習実施者、以下同様）の責任において新たな実習先を探すこととなりますが、監理団体も被災、あるいは傘下企業等に受入先が見つからないなど、スムーズな実習先の変更が行えない場合には、当機構においても支援を行いますので本部援助課にご相談ください。

## 3 受検手続きについて

被災により予定していた技能検定（評価）試験が受けられなくなった場合には、当機構本部援助課整備班にその旨をお知らせください。技能実習計画の認定申請についてその審査を保留するとともに、機構が受検手続支援を行っている場合には、試験実施機関と新たな受検日を調整いたします。

なお、技能実習生の在留期限が切迫している場合には、その期間の更新について最寄りの地方入国管理局にお問い合わせください。

## 4 監理事業の休止について

監理団体が被災により監理事業の全部又は一部を休止しなければならなくなった場合には、事業休止届の提出が必要となりますが、具体的な手続きについてご相談をお受けしていますので、当機構本部監理団体部審査課になるべく早めにご一報ください。

## 5 母国語相談について

受け入れている技能実習生が被災によりお困りの場合には、母国語相談（[www.otit.go.jp/files/user/300629-3.pdf](http://www.otit.go.jp/files/user/300629-3.pdf)）の活用をご案内していただくようお願いします。

## 6 相談窓口

今般の被災に関連した技能実習の各種手続等に関するご相談は以下にお願いいたします。

- 技能実習計画に関すること 機構地方事務所（実習実施者の担当地域）
  - ・札幌事務所（北海道）  
011-596-6470
  - ・仙台事務所（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）  
022-399-6326
  - ・東京事務所（栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）  
03-6433-9975
  - ・水戸支所（茨城県）  
029-350-8852
  - ・長野支所（新潟県、長野県）  
026-217-3556
  - ・名古屋事務所（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）  
052-684-8402
  - ・富山支所（富山県、石川県、福井県）  
076-471-8564
  - ・大阪事務所（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）  
06-6210-3351
  - ・広島事務所（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）  
082-207-3123
  - ・高松事務所（徳島県、香川県）  
087-802-5850
  - ・松山支所（愛媛県、高知県）  
089-909-4110
  - ・福岡事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県）  
092-710-4070
  - ・熊本支所（熊本県、宮崎県、鹿児島県）  
096-223-5372
- 技能実習生の支援に関すること 03-6712-1938（援助課）  
（実習先の変更など）
- 受検手続に関すること 03-6712-1974（援助課整備班）
- 監理団体に関すること 03-6712-1923（監理団体部）  
（監理事業の全部又は一部を休止する場合など）
- 最寄りの入国管理局  
<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>